

# 特定商取引法の書面交付義務の電子化に反対する声明

2021年3月16日

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 佐賀消費者フォーラム  
理事長 岩本 諭

## 第1 声明の趣旨

当団体は、特定商取引に関する法律が定める書面の交付義務について、電磁的方法による交付を認める法改正に反対する。

## 第2 声明の理由

今国会で提出された消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案において、通信販売の詐欺的な定期購入商法に対する対策及び販売預託商法の原則禁止の改正と抱き合わせで、事業者が交付しなければならない契約書面等について消費者の承諾を得て電磁的方法(電子メールの送付等)で行うことを可能にする法改正が進められている。

しかし、特定商取引法は、不招請勧誘により契約内容を冷静に確認せずに契約締結に至るおそれが強い契約類型について、重要事項を記載した概要書面及び契約書面の交付を義務付けることで、消費者保護を図っているところ、安易に電磁的方法による交付を認めることは、特定商取引法による消費者保護の機能の根幹を危うくするものである。

例えば、特定商取引法における契約書面には、クーリング・オフの権利が存在することを赤字・赤枠・8ポイント以上の活字で記載しなければならず、クーリング・オフの権利の存在を誰でも容易に認識できるようにしている。

これに対し、契約書面の電磁的方法による交付を認めた場合、消費者がクーリング・オフの期間内に、スマートフォンの小さな画面で、保存された契約書面のファイルを開けて、クーリング・オフの権利や、勧誘において説明されていない不利な契約条項を改めて確認することは、書面と比較すると容易ではなく、被害に遭ったことに気が付かないままにクーリング・オフ期間を経過する危険性が強い。契約書面が交付されることで、親族等が契約の存在を知り、被害回復の端緒となることも多いところ、親族等周囲の人間が被害に気が付くことも困難となる。

なお、法案は、消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法による交付を認めることとしている。しかし、書面交付義務やクーリング・オフ等の権利は、契約内容や権利を十分に認識していない消費者を保護するためのものであり、電磁的方法による交付を選択することによるリスクを十分に理解していない消費者から承諾を得たとしても、真意に基づく承諾とは考えられず、このような要件で契約書面等の電磁的方法による交付を認める考え方は、消費者保護の制度趣旨に反する。

また、2022年4月1日から施行される成年年齢引下げを直前に控えた時期に、かかる法案を提出することは、18歳の新成人を含む若年消費者の契約被害をさらに増大させるおそれがあり、かかるおそれは令和2年度消費者白書における若年消費者の電子商取引にかかる相談件数と被害件数の増加の実態から明らかであり、また新型コロナウイルス感染症の蔓延による「巣ごもり需要」の拡大に伴う電子商取引にかかる契約・取引にかかる被害の増加が加速化していることを示す国民生活センター公表資料からも明らかであることから、法案の内容については実態を踏まえた慎重な議論が不可欠である。

さらに、万が一、本法案が可決される場合であったとしても、その施行時期は、2022年4月1日からの成年年齢引下げの施行から、少なくとも3年以上が経過した時期（2025年4月1日）以降よりも遅い時期とし、成年年齢引下げの施行以降の若年消費者の被害実態を把握し、かつ必要な対策が講じられた後とする必要がある。

よって、当団体は、特定商取引法が定める書面交付義務について、電磁的方法による交付を認めることには反対である。

以上